

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>別紙 対EU輸出水産食品の取扱要領</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 指名食品衛生監視員の指名等 <u>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u>は、都道府県知事等から推薦された食品衛生監視員について、別添2の厚生労働省又は都道府県等が実施する講習会を受講させた上で、<u>適当と認めた場合</u>、対EU輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員として指名する。 なお、<u>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u>は、指名食品衛生監視員について<u>適当でない</u>と判断した場合は、その指名を取り消すものとする。</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 認定後の事務 (1) 衛生証明書の発行手続 ア 都道府県知事等は、製造者より別紙様式11の衛生証明書発行申請書が提出された場合、<u>輸出の都度</u>指名食品衛生監視員が、荷口と申請内容を確認した上で、別途欧州委員会から示される様式により衛生証明書を発行すること。<u>また、記載事項については、別添4に掲げる方法によること。なお、製造者が電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添4の2によるものとする。</u> <u>また、衛生証明書の印章は保健所長等の公印を用い、署名者は、荷口を確認した指名食品衛生監視員とすること。</u> <u>ただし、直近3回の輸出の際の荷口確認において問題が認められない製造者については、指名食品衛生監視員による荷口の確認を月1回まで減ずることができる。</u> イ・ウ (略) (2) ～ (4) (略)</p> <p>8. 登録施設等の登録に係る手続等 (1)・(2) (略) (3) 養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船の登録手続等</p>	<p>別紙 対EU輸出水産食品の取扱要領</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 指名食品衛生監視員の指名等 <u>厚生労働省医薬食品局食品安全部長</u>は、都道府県知事等から推薦された食品衛生監視員について、別添2の厚生労働省又は都道府県等が実施する講習会を受講させた上で、<u>適当と認めた場合</u>、対EU輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員として指名する。 なお、<u>厚生労働省医薬食品局食品安全部長</u>は、指名食品衛生監視員について<u>適当でない</u>と判断した場合は、その指名を取り消すものとする。</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 認定後の事務 (1) 衛生証明書の発行手続 ア 都道府県知事等は、製造者より別紙様式11の衛生証明書発行申請書が<u>予め</u>提出された場合、<u>輸出のつど</u>指名食品衛生監視員が、荷口と申請内容を確認した上で、別途欧州委員会から示される様式により衛生証明書を発行すること。<u>なお、記載事項については、別添4に掲げる方法によること。</u> また、衛生証明書の印章は保健所長等の公印を用い、署名者は、荷口を確認した指名食品衛生監視員とすること。</p> <p>イ・ウ (略) (2) ～ (4) (略)</p> <p>8. 登録施設等の登録に係る手続等 (1)・(2) (略) (3) 養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船の登録手続等</p>

ア～キ (略)

ク 登録

都道府県知事は、書類審査及び現地調査の結果、申請のあった養殖場等、EU向け冷凍船又は生産漁船が3.(2)及び(3)の登録要件を満たしていると認めた場合は、養殖場等、EU向け冷凍船又は生産漁船を登録施設として、別紙様式14により登録番号を付して登録すること。なお、登録番号は、養殖場等については養殖場等ごとに漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく免許番号とし、EU向け冷凍船及び生産漁船については漁船法(昭和25年法律第178号)に基づく登録番号とすること。

ケ～サ (略)

(4)・(5) (略)

9. 登録後の事務

(1) 産地市場及び消費地市場

ア 指名食品衛生監視員による施設の監視等

都道府県知事等は、8.(2)エにより登録された産地市場及び消費地市場について、別添1の第8の基準に基づき年に1回以上指名食品衛生監視員を派遣し、3.(2)及び(3)の登録要件が適正に実施されていることの確認を別添3のチェックリストにより行うこと。なお、指名食品衛生監視員の監視が拒否された場合には、速やかに登録を取り消すとともに地方厚生局長に報告すること。地方厚生局長は、これを速やかに厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長に報告すること。

イ (略)

ウ 監視結果を踏まえた登録の取消等

都道府県知事等は、監視の結果、3.(2)及び(3)の登録要件が満たされていないと判断した場合は、当該施設に対して、文書により、改善指導又は登録の取消の措置をとるとともに、速やかに地方厚生局長に報告すること。地方厚生局長は、これを速やかに厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長に報告すること。

エ (略)

オ 査察結果等の報告

地方厚生局長は、イで報告を受けた指名食品衛生監視員の監視結果及びエによる輸出水産食品検査担当官の査察結果について、年に1回、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長宛て報告すること。

ア～キ (略)

ク 登録

EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県知事は、書類審査及び現地調査の結果、申請のあった養殖場等、EU向け冷凍船又は生産漁船が3.(2)及び(3)の登録要件を満たしていると認めた場合は、養殖場等、EU向け冷凍船又は生産漁船を登録施設として、別紙様式14により登録番号を付して登録すること。なお、登録番号は、養殖場等については養殖場等ごとに漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく免許番号とし、EU向け冷凍船及び生産漁船については漁船法(昭和25年法律第178号)に基づく登録番号とすること。

ケ～サ (略)

(4)・(5) (略)

9. 登録後の事務

(1) 産地市場及び消費地市場

ア 指名食品衛生監視員による施設の監視等

都道府県知事等は、8.(2)エにより登録された産地市場及び消費地市場について、別添1の第8の基準に基づき年に1回以上指名食品衛生監視員を派遣し、3.(2)及び(3)の登録要件が適正に実施されていることの確認を別添3のチェックリストにより行うこと。なお、指名食品衛生監視員の監視が拒否された場合には、速やかに登録を取り消すとともに地方厚生局長に報告すること。地方厚生局長は、これを速やかに厚生労働省医薬食品局食品安全部長に報告すること。

イ (略)

ウ 監視結果を踏まえた登録の取消等

都道府県知事等は、監視の結果、3.(2)及び(3)の登録要件が満たされていないと判断した場合は、当該施設に対して、文書により、改善指導又は登録の取消の措置をとるとともに、速やかに地方厚生局長に報告すること。地方厚生局長は、これを速やかに厚生労働省医薬食品局食品安全部長に報告すること。

エ (略)

オ 査察結果等の報告

地方厚生局長は、イで報告を受けた指名食品衛生監視員の監視結果及びエによる輸出水産食品検査担当官の査察結果について、年に1回、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長宛て報告すること。

<p>カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>10. 養殖魚介類を使用した水産食品等の残留動物医薬品等の取扱い</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 厚生労働省への報告 都道府県知事等は、モニタリング計画及び検査結果を、毎年1月末までに地方厚生局を經由して、<u>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課</u>宛て報告すること。なお、モニタリング計画についてはその年の実施計画を、モニタリング結果については前年に実施した結果をそれぞれ別途指定された様式にて報告すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>11. ホタテガイ等二枚貝の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対EU輸出ホタテガイ等二枚貝の生産海域及び中継海域の指定等 ア~ウ (略) エ 報告 都道府県知事等は、生産海域の指定、中継海域の認定又はこれらの<u>取消し</u>等を行った場合は、地方厚生局長に報告し、地方厚生局長は、当該報告を<u>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部</u>長に報告する。</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p>	<p>カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>10. 養殖魚介類を使用した水産食品等の残留動物医薬品等の取扱い</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 厚生労働省への報告 都道府県知事等は、モニタリング計画及び検査結果を、毎年1月末までに地方厚生局を經由して、<u>厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課</u>宛て報告すること。なお、モニタリング計画についてはその年の実施計画を、モニタリング結果については前年に実施した結果をそれぞれ別途指定された様式にて報告すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>11. ホタテガイ等二枚貝の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対EU輸出ホタテガイ等二枚貝の生産海域及び中継海域の指定等 ア~ウ (略) エ 報告 都道府県知事等は、生産海域の指定、中継海域の認定又はこれらの<u>取り消し</u>等を行った場合は、地方厚生局長に報告し、地方厚生局長は、当該報告を<u>厚生労働省医薬食品局食品安全部</u>長に報告する。</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p>
<p>別添1 施設の構造設備及び衛生管理等に関する基準</p> <p>第1~第5 (略)</p> <p>第6 水産物の衛生基準 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ヒスタミン サバ科、ニシン科、カタクチイワシ科、シイラ科、ムツ科、サンマ科、<u>アジ科</u>等、ヒスチジン含有量が多い魚種由来の水産食品について検査すること。試験法は、食品衛生検査指針等にあるHPLC等既に広く適用されている科学的検査方法によるものとする。</p> <p>(1) サンプルング頻度は、製品の特性や生産量等を踏まえ、HACC</p>	<p>別添1 施設の構造設備及び衛生管理等に関する基準</p> <p>第1~第5 (略)</p> <p>第6 水産物の衛生基準 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ヒスタミン サバ科、ニシン科、カタクチイワシ科、シイラ科、ムツ科、サンマ科<u>及びアジ科</u>等、ヒスチジン含有量が多い魚種由来の水産食品について検査すること。試験法は、食品衛生検査指針等にあるHPLC等既に広く適用されている科学的検査方法によるものとする。</p> <p>(1) サンプルング頻度は、製品の特性や生産量等を踏まえ、HACC</p>

Pや適正衛生規範（GHP）に基づいて適切に設定すること。
 (2) 1ロット当たり任意に採取した9検体について検査を実施し、次により判定すること。
 (3) 全ての検体の平均値が100ppmを超えないこと。
 (4) 2検体が100ppm以上200ppm未満であれば差し支えない。
 (5) 全ての検体が200ppmを超えないこと。
 (6) 塩漬け等の発酵処理を行ったものにあつては、(3)から(5)までの基準を2倍にして適用するものとする。

3. ～7. (略)

第7～第10 (略)

Pや適正衛生規範（GHP）に基づいて適切に設定すること。
 (2) 1ロット当たり任意に採取した9検体について検査を実施し、次により判定すること。
 (3) 全ての検体の平均値が100ppmを超えないこと。
 (4) 2検体が100ppm以上200ppm未満であれば差し支えない。
 (5) 全ての検体が200ppmを超えないこと。
 (6) 塩漬け等の発酵処理を行ったものにあつては、(2)から(4)の基準を2倍にして適用するものとする。

3. ～7. (略)

第7～第10 (略)

別添2 (略)

別添2 (略)

別添3
 チェックリスト（陸上で処理、加工等を行う施設の一般基準等）

別添3
 チェックリスト（陸上で処理、加工等を行う施設の一般基準等）

1 構造設備基準

1 構造設備基準

項目	事項	小事項	結果	評価	備考
一般基準	(略)	(略)			
	作業区域の広さ	作業をする際に機器等の配置が混みすぎているか（機械設備と壁との間を人が通れる空間があること）。			
	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)			

項目	事項	小事項	結果	評価	備考
一般基準	(略)	(略)			
	作業区域の広さ	作業をするに機器等の配置が混みすぎているか（機械設備と壁との間を人が通れる空間があること）。			
	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)			

2～6 (略)

2～6 (略)

別添4 (略)

別添4 (略)

<p>別添 4 の 2 電子メールによる衛生証明書の発行申請手続</p> <p>1. 食品輸出計画書の提出 輸出者は、別紙様式31に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主務部局（以下、「衛生証明書発行機関」という。）宛てに提出すること。 （1）輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 （2）一つの食品輸出計画書に、同一の衛生証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。 （3）輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。</p> <p>2. 衛生証明書の発行申請 輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要領に従い、衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、衛生証明書発行機関宛てに送付すること（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない）。なお、1. の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 （1）申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。 （2）衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>別添 5 ・ 6 （略）</p>	<p>別添 5 ・ 6 （略）</p>
<p>別添 7 養殖魚介類を用いた対 EU 輸出水産食品中の残留動物用医薬品等のモニタリング対象物質</p> <p>I ・ II （略）</p> <p>III 我が国で使用が認められている動物用医薬品</p>	<p>別添 7 養殖魚介類を用いた対 EU 輸出水産食品中の残留動物用医薬品等のモニタリング対象物質</p> <p>I ・ II （略）</p> <p>III 我が国で使用が認められている動物用医薬品</p>

<p><u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成 25 年農林水産省令第 44 号）</u>において魚介類の養殖に使用が認められている動物用医薬品</p> <p>IV （略）</p>	<p><u>薬事法（昭和 35 年 8 月 10 日、法律第 145 号）及び動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和 55 年 9 月 30 日、農林水産省令第 42 号）</u>において魚介類の養殖に使用が認められている動物用医薬品</p> <p>IV （略）</p>
<p>別添 8 （略）</p>	<p>別添 8 （略）</p>
<p>別添 9 対 EU 輸出ホタテガイ等二枚貝におけるマリンバイオトキシン（海洋性生物毒素）の検査法等</p> <p>第 1・第 2 （略）</p> <p>第 3 脂溶性貝毒の検査方法</p> <p>1.・2. （略）</p> <p>3. 生物学的検査法 生物学的検査法については、新規又は未知の海産毒をモニタリングする検査法としてのみ、使用可能とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>第 4 （略）</p>	<p>別添 9 対 EU 輸出ホタテガイ等二枚貝におけるマリンバイオトキシン（海洋性生物毒素）の検査法等</p> <p>第 1・第 2 （略）</p> <p>第 3 脂溶性貝毒の検査方法</p> <p>1.・2. （略）</p> <p>3. 生物学的検査法 <u>標準検査法へ移行するまでの経過措置として、2014 年 12 月 31 日までの間にあつては、検査部位（中腸腺又はホールボディ）や抽出及び精製に使用する溶媒の異なる以下のマウス試験法を使用することができる。検査法の決定に際しては、抽出及び精製段階で用いる溶媒の種類により、感度や選択性が異なるため、全ての対象物質が検出できるように留意すること。</u> <u>なお、生物学的検査法については、新規又は未知の海産毒をモニタリングする検査法としてのみ、経過措置後も使用可能とする。</u></p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>第 4 （略）</p>
<p>別添 10～別添 14 （略）</p>	<p>別添 10～別添 14 （略）</p>
<p>別紙様式 1 施設認定申請書様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p>別紙様式 1 施設認定申請書様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>

<p>都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 印 (法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">対 E U 輸出水産食品取扱施設認定申請書</p> <p>対 E U 輸出水産食品を取り扱う施設として認定を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 施設の名称及び所在地 (和文及び英文) <u>* 法人にあっては、法人番号も記載する。</u> 2. ・ 3. (略)</p>	<p>都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 印 (法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">対 E U 輸出水産食品取扱施設認定申請書</p> <p>対 E U 輸出水産食品を取り扱う施設として認定を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 施設の名称及び所在地 (和文及び英文) 2. ・ 3. (略)</p>
<p>別紙様式 2 認定事前確認書様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇厚生局長殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長</p> <p style="text-align: center;">対 E U 輸出水産食品取扱施設認定事前確認書</p> <p>下記施設については、対 E U 輸出水産食品取扱施設として認定してよろしいか事前に確認願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p>	<p>別紙様式 2 認定事前確認書様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇厚生局長殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長</p> <p style="text-align: center;">対 E U 輸出水産食品取扱施設認定事前確認書</p> <p>下記施設については、対 E U 輸出水産食品取扱施設として認定してよろしいか事前に確認願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p>

<p>2. 施設の名称及び所在地 *法人にあつては、法人番号も記載する。 3.・4. (略)</p>	<p>2. 施設の名称及び所在地 3.・4. (略)</p>
<p>別紙様式3・別紙様式4 (略)</p>	<p>別紙様式3・別紙様式4 (略)</p>
<p>別紙様式5 施設認定報告書様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇厚生局長 殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長</p> <p style="text-align: center;">対EU輸出水産食品取扱施設の認定について</p> <p>別添のとおり対EU輸出水産食品を取り扱う施設としての認定の申請があり、内容を審査したところ適当と認められたので、下記施設を対EU輸出水産食品取扱施設として認定したことを関係書類を添えて報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 施設の名称、所在地及び認定番号(和文及び英文) *法人にあつては、法人番号も記載する。 3.・4. (略)</p>	<p>別紙様式5 施設認定報告書様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇厚生局長 殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長</p> <p style="text-align: center;">対EU輸出水産食品取扱施設の認定について</p> <p>別添のとおり対EU輸出水産食品を取り扱う施設としての認定の申請があり、内容を審査したところ適当と認められたので、下記施設を対EU輸出水産食品取扱施設として認定したことを関係書類を添えて報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 施設の名称、所在地及び認定番号(和文及び英文)</p> <p>3.・4. (略)</p>
<p>別紙様式6～別紙様式12 (略)</p>	<p>別紙様式6～別紙様式12 (略)</p>
<p>別紙様式13 市場登録申請書様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p>別紙様式13 市場登録申請書様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

申請者 住所
氏名 印
(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

対EU輸出水産食品取扱施設(市場)登録申請書

対EU輸出水産食品を取り扱う施設として登録を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 施設の名称及び所在地
*法人にあっては、法人番号も記載する。
2. ～ 4. (略)

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

申請者 住所
氏名 印
(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

対EU輸出水産食品取扱施設(市場)登録申請書

対EU輸出水産食品を取り扱う施設として登録を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 施設の名称及び所在地
2. ～ 4. (略)

別紙様式 14 登録書様式

番 号
年 月 日

殿

都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長

対EU輸出水産食品取扱施設等登録書

下記について、対EU輸出水産食品取扱施設等として登録します。

記

1. ～ 5. (略)

別紙様式 14 登録書様式

番 号
年 月 日

殿

都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長

対EU輸出水産食品取扱施設等登録書

下記について、対EU輸出水産食品取扱施設等として登録します。

記

1. ～ 5. (略)

<p>6. 陸揚げ地（漁獲物を日本で陸揚げする場合のみ記入）</p> <p>* 2 及び 3 に関しては E U 向け冷凍船の場合は和文及び英文を併記する。</p>	<p>6. 関連認定施設の名称、所在地及び認定番号（E U 向け冷凍漁船の場合は記入不要）</p> <p>7. 陸揚げ地（E U 向け冷凍漁船の場合は記入不要）</p> <p>* 2 及び 3 に関しては E U 向け冷凍船の場合は和文及び英文を併記する。</p>
<p>別紙様式 15 施設等登録報告書様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 農林水産省消費・安全局長 殿 〇〇厚生局長</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長</p> <p style="text-align: center;">対 E U 輸出水産食品取扱施設等の登録について</p> <p>別添のとおり対 E U 輸出水産食品を取り扱う施設等としての登録の申請があり、内容を審査したところ適当と認められたので、下記施設を対 E U 輸出水産食品取扱施設等として登録したことを関係書類を添えて報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 施設等の名称及び所在地（E U 向け冷凍船及び生産漁船の場合は漁船名） <u>* 法人にあつては、法人番号も記載する。</u></p> <p>3. ～ 5. (略)</p>	<p>別紙様式 15 施設等登録報告書様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 農林水産省消費・安全局長 殿 〇〇厚生局長</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長</p> <p style="text-align: center;">対 E U 輸出水産食品取扱施設等の登録について</p> <p>別添のとおり対 E U 輸出水産食品を取り扱う施設等としての登録の申請があり、内容を審査したところ適当と認められたので、下記施設を対 E U 輸出水産食品取扱施設等として登録したことを関係書類を添えて報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 施設等の名称及び所在地（E U 向け冷凍船及び生産漁船の場合は漁船名）</p> <p>3. ～ 5. (略)</p>
<p>別紙様式 16 養殖場登録申請書様式</p>	<p>別紙様式 16 養殖場登録申請書様式</p>

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 住所
氏名 印
(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

対 E U 輸出水産食品取扱養殖場登録申請書

対 E U 輸出水産食品取扱養殖場として登録を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、登録後に施設の登録番号、名称及び所在地等を公表することを了承します。

記

1. 養殖場の名称
*法人にあっては、法人番号も記載する。

2. ～ 5. (略)

6. 添付書類
(1) (略)
(2) 養殖水産物に関する資料
ア・イ (略)

(3) ～ (6) (略)

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 住所
氏名 印
(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

対 E U 輸出水産食品取扱養殖場登録申請書

対 E U 輸出水産食品取扱養殖場として登録を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、登録後に施設の登録番号、名称及び所在地等を公表することを了承します。

記

1. 養殖場の名称

2. ～ 5. (略)

6. 関連施設の名称、所在地及び認定番号

7. 添付書類
(1) (略)
(2) 養殖水産物に関する資料
ア・イ (略)
ウ 納入予定先 (認定施設名)

(3) ～ (6) (略)

別紙様式 17 漁船登録申請書様式

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 住所
氏名 印
(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

別紙様式 17 漁船登録申請書様式

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 住所
氏名 印
(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

<p style="text-align: center;">対 E U 輸出水産食品取扱漁船登録申請書</p> <p>E U 向け冷凍船（又は生産漁船）として登録を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、登録後に<u>施設の登録番号、名称及び所在地等を公表することを了承します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 所有者名（E U 向け冷凍船の場合は和文及び英文を併記すること） * <u>法人にあっては、法人番号も記載する。</u></p> <p>2. ～ 7. （略）</p> <p>8. 陸揚げ地（<u>漁獲物を日本で陸揚げする場合のみ記入</u>）</p> <p>9. （略）</p>	<p style="text-align: center;">対 E U 輸出水産食品取扱漁船登録申請書</p> <p>E U 向け冷凍船（生産漁船）として登録を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、登録後に登録番号、<u>施設の名称及び所在地等を公表することを了承します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 所有者名（E U 向け冷凍船の場合は和文及び英文を併記すること）</p> <p>2. ～ 7. （略）</p> <p>8. 陸揚げ地（<u>E U 向け冷凍漁船の場合は記入不要</u>）</p> <p>9. （略）</p>
<p>別紙様式 18 （略）</p>	<p>別紙様式 18 （略）</p>
<p>別紙様式 19 変更登録書様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">対 E U 輸出水産食品取扱施設等変更登録書</p> <p>平成 年 月 日に申請のあった対 E U 輸出水産食品取扱施設等の変更登録を行ったので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 5. （略）</p> <p>* 2 及び 3 に関しては E U 向け冷凍船の場合は和文及び英文を併記する。</p>	<p>別紙様式 19 変更登録書様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">対 E U 輸出水産食品取扱施設等変更登録書</p> <p>平成 年 月 日に申請のあった対 E U 輸出水産食品取扱施設等の変更登録を行ったので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 5. （略）</p> <p><u>6. 関連認定施設の名称、所在地及び認定番号</u></p> <p>* 2 及び 3 に関しては E U 向け冷凍船の場合は和文及び英文を併記する。</p>

別紙様式 20 ～別紙様式 30 （略）

別紙様式 20 ～別紙様式 30 （略）

別紙様式 31

(新設)

年 月 日

都 道 府 県
各 保 健 所 設 置 市 衛 生 主 管 部 (局) 長 殿
特 別 区

輸出者
住所
氏名 印
電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

食品輸出計画書

平成 年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。

記

1. 担 当 者 :
部 署 名 :
担 当 者 氏 名 :
電 話 番 号 :
Emailアドレス :

2. 輸出計画

輸出年月	輸出先国・地域	輸出品目	輸出数重量